平成２４年（フ）第２５０号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
破産者　鈴木　　訓
１　決定年月日　平成24年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２７号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋803号、開始決定時の住所名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番35号　シティコーポ尾頭橋３号館401号
破産者　キッチンフライパンこと　小室　輝雄
１　決定年月日　平成24年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６５号
岩手県奥州市江刺区愛宕字荒屋２番地
破産者　千葉　光輝
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７４号
盛岡市大館町10番17号、旧住所盛岡市山岸６丁目49番26号
破産者　阿部　敏彦
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４７３号
宮城県岩沼市桑原３丁目３番20号
破産者　佐藤　正子
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
群馬県高崎市倉賀野町1095番地３　ファインパレス302号
破産者　高橋　裕子（旧姓野口）
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５２号
群馬県高崎市保渡田町2381番地１
破産者　土田　節子
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０６号
埼玉県日高市大字鹿山400番地２グリンモールロコ101、申立時の住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番12－502号　グリーンタウン松ヶ丘
破産者　福田　初枝
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２８号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番７棟801号
破産者　細谷　俊之
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３０号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番７棟801号
破産者　細谷みどり
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５８号
埼玉県川越市豊田町１丁目５番地２
破産者　熊木　　繁
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４１号
埼玉県狭山市大字堀兼1071番地
破産者　折原　和子
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９５２号
名古屋市西区天塚町３丁目38番地
破産者　Ｃａｆｅフォレストこと　大西　一弘
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
京都府亀岡市大井町かすみケ丘９番11号
破産者　谷本　克美
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２３０９号
大阪府茨木市桑田町14番16号
破産者　川本　　学
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３１号
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号　Ｓパレス天王寺604号
破産者　デザイン写楽こと　小西　秀司
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６－108号
破産者　市成　淳子
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０号
広島市西区山手町６番12－204号、開始決定時の住所広島市佐伯区千同２丁目５番40号フレグランス宮戸田Ａ－101
破産者　佐々木貴行
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４号
広島市中区八丁堀５番29－303号
破産者　大西　康夫
１　決定年月日　平成24年10月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部